

日本スポーツ仲裁機構

Japan Sports Arbitration Agency

〒150-0041 東京都渋谷区神南2丁目1番1号 国立代々木競技場内
TEL 03-5465-1415 FAX 03-3466-0741 E-mail: info@jsaa.jp http://www.jsaa.jp

2003年8月14日

社団法人 日本アマチュアボクシング連盟
会長 川島 五郎 殿

日本スポーツ仲裁機構
機構長 道垣内 正人

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、某選手の登録取消に係る仲裁の件につきましては、本年8月8日付の貴連盟吉森専務理事名の書状により、仲裁申立に応じない旨のご通知を受けました。

スポーツ仲裁は両当事者の合意がない限り行われることはなく、また合意は強制されるものではないことは当然のことです。しかし、上記のご決定についての同専務理事のコメントとして、「法律判断は本来、裁判で争うべきもの」（産経新聞）、「仲裁人には法律専門家でない方もいるので仲裁判断に問題が出る場合もある」（毎日新聞）、「仲裁人が規則の解釈に必ずしも精通しているとは思えない」（朝日新聞）等の報道がなされております。

当機構は、財団法人日本体育協会、財団法人日本オリンピック委員会、財団法人日本障害者スポーツ協会の3団体からご支援を得て設立され、スポーツ競技またはその運営をめぐる紛争を公正中立で独立の立場にある仲裁人が、競技団体の規則その他のルールおよび法の一般原則に従って判断をすることによって解決し（スポーツ仲裁規則43条）、スポーツに関する法およびルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与することを目的としております（同規則1条）。その立場および目的からしますと、前掲報道内容が真に貴連盟としてのご決定の理由であるとするれば、スポーツ界全体に与える悪影響に鑑み、そのまま看過することはできません。そこで、まずは、前掲報道は同専務理事のご発言を正確に伝えているものであるのか否か、そうでないとするれば、本件仲裁に同意されないのご決定の真意あるいは背景にあるご事情を詳しくお知らせ頂きたいと存じます。

なお、当機構といたしましては9月初旬に理事会開催を予定しており、その場で本件への対応を協議したいと考えておりますので、誠に勝手ながら、ご連絡は8月末までに頂ければ幸甚であります。

敬具

※選手個人名につきましては某選手とし、公表は控えさせて頂きました。